

「規制の精緻化に向けたデジタル技術の開発(調査)」Q&A			
分類		質問	回答
全 般	1-1	調査で得られた知見で特許が取れた場合、知的財産権の帰属はどうなるか。	委託者による特許出願は無いという前提の契約になっており、実際に特許が発生する見込みがある場合はその都度、NEDOへご相談下さい。
	1-2	「経済性」とはどのような観点で評価されるのか。予算を下げるほど良いのか。	入札ではないので低予算になるほど高得点となる訳ではなく、予算を効率的に活用しているかという観点で評価します。
	1-3	調査の進捗を踏まえた上で、年度の途中での調査項目の追加は可能か。	可能ですが変更後の上限額は仕様書に記載された額となります。また変更契約等の手続きが発生するため、事前にNEDOへご相談下さい。
	1-4	ソフトウェアについて、ライセンス購入も有り得るが、計上の項目は。	ライセンス期限のある場合は借料として計上して下さい。製作でなく、かつ期限のないものを購入する場合は、消耗品費として計上してください。
	1-5	再委託で、費用の見積もりが提案に間に合わない恐れがあるが、概算で問題ないか。	提案時は概算で問題ありませんが、契約まで2か月あるのでその間に確定させて下さい。予算執行は契約日の60日前まで遡れます。
	1-6	連名契約の場合、代表法人の設定は必須か。	提案書の提出に際して代表者が必要です。但し検査の代行は必須ではありません。
	1-7	弁護士費用の計上は可能か。	可能です。
	1-8	契約内容に異存のないことを確認する書類の「代表者」とは法人の代表者か。	原則として法人の代表者となりますが、決裁に要する期間の都合等で記載が困難な場合は、事前に御連絡ください。
	1-9	小テーマ設定の場合、費用は小テーマ毎に積算する必要があるか、或いは合計で良いか。	どちらでも構いません。
	1-10	「調査」の公募要領書ではe-Radへの登録の項目が無いが、提案書が通った場合、業務実施計画書の研究員の登録は必要なのか。	「調査」への応募の場合、研究員のe-Rad登録は不要です。
	1-11	別紙O 研究開発計画 P11の「事後評価」とは。具体的には誰が何をするのか。	経済産業省による、本事業全体を対象とした評価活動となります。委託先機関におかれては、資料の作成、情報の提供、ヒアリングへの対応及び委員会等への出席に御協力頂く場合があります。(業務委託契約約款 第51条四号／調査委託契約約款 第34条四号)
	1-12	連名契約における代表委託先について ①代表委託先がNEDOに変わって各委託先を検査する(「その他検査」を除く)ことになると認識しているが、ここで代表委託先が行う検査は、マニュアルの「X. 検査」と同様のものを想定しているとの理解でよいか。 ②経理責任者は代表委託先において設定し、当該経理責任者が他の委託先におけるものも含めてNEDO委託費を管理するという取扱いでよいか。それとも、各委託先において経理責任者を設定し、各委託先においてNEDO委託費を管理する必要があるのか。 ③委託費のNEDOへの請求は(概算払および清算払)、代表委託先がまとめてNEDOに行うことでよいか、それとも請求は各委託先が個別にNEDOに対して行うのか。	①御理解のとおり、代表委託先による検査は委託業務事務処理マニュアルの「X. 検査」と同様のものです。 ②経理責任者は各機関の経理・業務フローを踏まえて必要な証拠書類等を整理頂く立場であり、社内ルールとの整合も含めて御確認頂くため、委託先毎に設定頂く必要があります。 ③概算払及び精算払の請求については、NEDOからの支払先となる機関がそれぞれ行って頂く必要があります。
	1-13	提案書の8. 調査体制に記載がある「業務実施者」は、本件に関与する全ての実施者をあらかじめ記載する必要があるという理解でよいか。それとも主な実施者を記載するだけでよいか。	提案時点では関与する全ての業務実施者を記載頂く必要はありません。但し、審査基準における「体制が整っていること」や「必要な研究員等を有していること」を確認するにあたって十分な情報が記載されているかどうか、御留意頂ければと存じます。
	1-14	提案書ひな形の「9. 2020年度の必要概算経費」について ①再委託費の計算は間接経費の対象に含めるのか。 ②再委託先が海外事業者の場合、労務費単価一覧表の内、健保等級適用者以外の者の項目を利用すればよいか。	①再委託費は間接経費の計算時には算入しません。 ②委託業務事務処理マニュアル100ページ「健保等級適用者以外の者の単価算出方法」を御参照ください。
	1-15	当社はキャッシュフロー計算書を発行していないが、応募する場合は新たに作成し提出する必要があるか。	御提出は不要です。なお、提出失念でないことを明らかにするため、キャッシュフロー計算書を作成していない旨とその理由を簡潔に記載した文書を添付してください。
	1-16	審査の結果、調査範囲を指定し、複数者に委託する場合があるとのことだが、具体的にはどのようなことか。	仮に提案の一部のみが優れていると審査された場合、条件付き採択として該当部分のみを委託の対象する場合があります。委託先決定の際にNEDOから打診のうえ決定します。
(a)モビリティ分野	2-1	視覚による完成検査とは、人間の目だけで判定する場合と検査機器を介して判定する場合があるが、どちらを想定しているか。	NEDOからは特に指定しませんので、可能な限りAIを活用して自動化できる項目を検討のうえ、どの部分を人手で行い、どの部分を自動化するかを含めて、事業終了時の報告書に纏めて下さい。
	2-2	完成検査で、自動化の確度が低い検査項目は入れるべきか。	完成検査のどの項目を自動化するかという観点で、対象には入れて下さい。但し調査内容については優先度を付けた提案をお願いします。
	2-3	完成検査で、水素自動車の水素残量計等、将来導入される可能性のある検査項目は対象とすべきか。	本公募のスコープは現在の完成検査の自動化です。但し提案自体は可能です。
(b-1)金融分野／プロ 投資家対応	3-1	外部有識者等の関係者の意見を踏まえて証券会社を決定するとのことだが、外部有識者を選ぶことも提案内容に含まれるのか。	外部有識者の候補の提案は必須ではありません。実際にヒアリングや検討会メンバーに含める外部有識者はNEDOと金融庁で協議して決定します。
	3-2	外部有識者の決定や証券会社を選ぶスケジュールは。	可能な限り速やかにさせていただきます。
	3-3	証券会社のデータを利用するための費用の扱いは？同費用は提案書に含めるのか。	必要最小限の費用(データ使用料の実費)を協力先の証券会社に支払う想定です。金額を見積もることができれば提案書に含めていただきますが、実際の額は契約時(採択の約60日後)までに確定させて予算に入れていただきます。
	3-4	提案者が協力先の証券会社を探した上で提案すべきと認識したが、外部有識者の意見を聞いてから証券会社に頼むべきか。	パートナーとなる証券会社を探した上で提案していただいた方が計画策定等の作業がスムーズになると考えますが、最終的には金融庁等の意向を踏まえて決めさせていただきます。
	3-5	協力先の証券会社名を提案書に入れた方がより良い提案になるか。	提案書に記載していただいた方が計画は立て易いと思いますが、証券会社名が入っていることのみをもって審査が有利になることはありません。
	3-6	高齢顧客の能力をシステムを用いて自動判断することの可否について調査を行うという記載があるが、簡易なプログラムやシステムを作成して調査をした場合、プログラム著作権の帰属はどうなるか。	約款により著作権はNEDOに帰属します。また、著作者人格権は行使しないことになります。
	3-7	協力先の証券会社のデータ使用料について、提案者が事前に見積もりした証券会社とは異なる証券会社を金融庁の有識者会議で指定された場合、提案書に記載した金額より高額となることは想定しているか。	上限額に入るようにNEDO側で調整します。
	3-8	データ提供元金融機関とのデータ提供に関する契約相手は、委託先かNEDOか。	委託先と金融機関の直接契約となります。
	3-9	取引データの入手スキームについて、プレイヤー間で直接か、NEDOを介するスキームも有り得るか。	原則として前者です。
(b-2)金融分野／マ ネーロンダリング対策	4-1	実験用ミニシステムを用いて検証するとあり、システムが出来上がってからでないと検証できないと思うが、スケジュールはどう考えているか。	マネーロンダリングについては所謂「アジャイル開発」を期待しており、開発の初期段階から研究開発の委託者に検証・改善で協力していただく予定です。
	4-2	実際の取引データ入手において費用が発生する場合、提案者が仕様書を作りそれに沿ったデータを納品と言う形態であれば、再委託か外注か。	委託内容の本質的部分を出すのが再委託です。御質問のように仕様に沿った納品であれば外注となります。
	4-3	金融機関への支払が発生する場合、基本的にはデータを使用する研究開発側での支払いとなると思うが、調査側での支払いも可能か。	調査の目標に照らして妥当であれば可能です。
	4-4	金融庁とのやり取りは直接か。	基本的には委託元であるNEDOが仲介しますが、場合によっては直接のやり取りも発生します。